

地域の子どもを地域で育つよう

学校支援ボランティアを募集しています

現在、守口市立幼稚園、小・中学校では、地域のみなさんをはじめとするさまざまな学校支援ボランティアの人たちによる学校教育支援活動が広がっています。

地域のみなさんが、さまざまな形で学校に関わっていただくことにより、地域と学校相互の信頼関係が強化され、地域に根ざした学校づくりが進んでいます。

また、地域のみなさんとの交流が深まることにより、子どもたちの地域への帰属意識が高まることともに、子どもたちの育ちを支える教育コミュニケーションづくりが進んでいます。

- 子どもたちが、「生きる力」を育み、心豊かに育つには、地域のみなさんの力が必要です。ぜひ、学校支援ボランティアとしてご協力をお願いします。
 - 授業や放課後学習などの支援
 - 読み聞かせや図書館開放など学校図書館の支援
 - 花壇づくりや樹木伐採など環境整備
 - クラブ、部活動や特別活動支援
 - 子どもの安全確保
 - ※活動内容は各校と相談していただきます。
- 問合せ 市教委・学校教育課 (☎69955・3151)

赤十字救急法救急員養成講習 「救急法基礎講習 ＋ 救急員養成講習」

とき 6月14日・15日(21日)(全3回)午前9時30分～午後5時30分
ところ 大阪国際大学守口キャンパス(藤田町6・21・57) ※駐車場はなし
受講資格 満15歳以上で市

内在住・職・学の人
講師 日本赤十字社救急法指導員
教材費 3千円(当日徴収)
申込・問合せ 危機管理課 (☎6992・1496)

求めます あなたの献血



献血にみなさんのご協力をお願いします。

5月5日(祝)
イオンモール大日
10:00～12:00
13:00～16:00

5月23日(金)
京阪守口市駅前
10:00～12:00
13:00～16:30

400ml献血の年齢基準が、男性のみ18歳以上から17歳以上に引き下げられました。
血小板成分献血の年齢基準の上限が、男性のみ54歳から69歳に引き上げられました。



問合せ 危機管理課 (☎6992-1496)



子どもたちの心とむ学校となるよう花を植えていただいています。



放課後など子どもたちの自主的な学習活動の支援をしていただいています。

赤十字社資募集中ご協力を

5月1日(木)から全国一斉に社資募集運動が行われます。
みなさんの家庭に市赤十字奉仕団委員がお伺いします。

すので、ご協力をお願いします。

問合せ 市赤十字奉仕団事務局 (☎6992・1496、危機管理課内)

5月健康相談

問合せ 市民保健センター

相談内容	相談日	場所	受付時間
市民一般健康相談	7・14日(水)	市民保健センター	14:00～15:00
	21日(水)	東部公民館	
	28日(水)	佐太老人福祉センター	
歯科健康相談	11・25日(日)	歯科休日応急診療所(市民保健センター1階)	10:00～11:30
おくずりに関する健康相談	7日(水)	市民保健センター	14:00～15:00
保健師による総合相談	常時開設(土・日曜、祝日を除く) 専用電話 ☎6993-2098		9:00～17:00

リサイクル情報

登録受付・紹介のみ
(品物はお預かりしていません)
【受付日】
5月7日(水) 9:30～15:00
8日(木) 9:30～12:00

市消費生活リーダークラブ
(市消費生活センター内)
☎6992-1336

☆ゆずります
○犬小屋(金属製)2個
○犬小屋(木製)1個
○セミダブルベッド(引出し付き)
※申し込み多数の場合は、8日(木)の受付終了後にセンターで抽せんします。

★求めています
○電動ミシン ○麻雀パイ
※上記の品物をゆずって頂ける人は、受付時間内に連絡して下さい(無料の品物のみ扱っています)。
※リサイクル品の故障や破損に関するトラブルについては、責任は負いません。

住宅リフォーム工事、 トラブル防止のためには 契約前に確認・検討を

消費生活センターだより

相談専用電話 ☎6998-3600
事務所 ☎6992-1337
【相談時間 9:30～16:30】
土・日曜、祝日の相談窓口
消費者ホットライン ☎0570-064-370
【相談時間 10:00～16:00】

【事例】 近所でリフォーム工事をしていた業者のひと、道で世間話をするようになった。昨日、その業者がリフォーム工事をしないかと訪問してきた。必要ないと断ったが、いつもの世間話が始まりなかなか帰ってくれず、今なら安くしておく、契約してもらえないかと何度もお願いされ、断りきれずに契約してしまった。最初は20万円くらいという話だったのに、最終的には100万円もする工事の契約になった。このように高額な工事はやはり必要ないと思うので解約したい。

【助言】 訪問販売で住宅リフォーム工事を契約をした場合、クーリング・オフは書面で通知します。はがきで解約を申し出るよう、また、はがきを出すときは記録が残るように、はがき両面のコピーを取り、「特定記録郵便」や「簡易書留」で出すよう助言しました。

【解説】 特定商取引法では訪問販売についてクーリング・オフ制度を設けています。法律で定められた内容を記載した書面を出すよう義務付けられており、その書面を受け取ってから8日以内であれば、無条件で契約が解除できます。クーリング・オフ期間が過ぎていても、書面に不備があったり、販売方法に問題があったりなど契約を取り消すことができる場合があります。トラブルにあった場合は早めに消費生活センターに相談して下さい。

また、住宅リフォーム工事の相談では、訪問販売での契約トラブルだけではなく、見積もりや契約書、施工内容の相談も多く寄せられています。

住宅リフォーム工事の契約をする場合は、複数の業者から見積もりを取り、金額だけでなく、工事の内容や材料、工事期間なども確認し、不明な点は納得するまで説明を求め、十分検討したうえで契約するようにしましょう。見積もりが有料の業者もありますので、依頼の際には確認するようにしましょう。

また、契約は口頭でも成立します。後日トラブルにならないよう、必ず契約書を取り交わし、見積書や契約約款、設計図、仕様書なども受け取り、内容を確認しましょう。工事内容について口頭で依頼していた場合は、あとで「言った、言わない」のトラブルになる場合があります。工事内容の取り決めなどは書面に記載してもらうようにしましょう。

住宅リフォーム工事の相談窓口として、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「住まいのダイヤル」(☎0570・016・100)があります。トラブルを未然に防ぐため、見積書の見方が分からない、見積書の内容や金額が妥当かどうか分からないなどの場合には、契約前に見積書をチェックしてくれる「住宅リフォーム見積チェックサービス」もありますので、利用するといでしょう。